

○農林水産省令第七十五号

農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第四条第一項並びに農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項、第三項及び第七項、第七条第一項及び第五項並びに第八条第二項及び第六項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十条、第三十四条第四項及び第五項並びに第四十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

農林水産大臣 吉川 貴盛

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備（第一条―第五条）

第二章 経過措置（第六条）

附則

第一章 関係省令の整備

(農薬取締法施行規則の一部改正)

第一条 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(登録申請書の様式)

第一条 農薬取締法（以下「法」という。）第三条第二項（法第三
十四条第六項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三
条において同じ。）の規定により提出する申請書の様式は、別記
様式第一号によらなければならない。

(削る)

(提出すべき資料)

第二条 法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げ
る資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の
事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由が
ある場合においては、当該資料を提出することを要しない。
一 農薬及び農薬原体の組成に関する試験成績
二 安定性、分解性その他の物理的・化学的性状に関する試験成績
三 適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効に関する試験成績
四 農作物等に対する薬害に関する試験成績
五 人に対する影響に関する次に掲げる試験成績
イ 動物の体内での代謝に関する試験成績
ロ 急性毒性、短期毒性、長期毒性、遺伝毒性、発がん性、生
殖毒性、神経毒性その他の毒性に関する試験成績
六 植物の体内での代謝及び農作物等への残留に関する試験成績
七 食肉、鶏卵その他の畜産物を生産する家畜の体内での代謝及

(登録申請書の様式)

第一条 農薬取締法（以下「法」という。）第二条第二項（法第十
五条の二第六項において準用する場合を含む。第二条第一項及び
第二項、第三条、第三条の二第一項並びに第十六条において同
じ。）の規定により提出する申請書の様式は、別記様式第一号に
よらなければならない。

(再登録の申請)

第一条の二 現に登録を受けている農薬についての法第二条第一項
又は法第十五条の二第一項の登録（以下「再登録」という。）の
申請は、当該農薬の登録票を添付し、登録の有効期間の満了す
る日の二月前までにしなければならない。

(提出すべき見本)

第二条 法第二条第二項の規定により提出すべき農薬の見本の量は
、登録を受けようとする農薬一品目ごとに二百グラム以上でな
ければならない。
2 法第二条第二項の規定により提出すべき農薬の見本には、別記
様式第二号による当該見本の検査書を添付しなければならない。
3 農林水産大臣は、第一項の規定により提出のあつた農薬が公定
規格に適合しないものである場合において、ほ場試験その他これ
に類する試験の必要があると認めるときは、当該試験に必要な見
本の最少量の追加提出を命ずることがある。

び畜産物への残留に関する試験成績

八 環境中における動態及び土壌への残留に関する試験成績

九 水産動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績

十 第一号及び第六号から第八号までに掲げる試験成績の試験に用いられた試料の分析法に関する試験成績

十一 その他農林水産大臣が必要と認める資料

2 前項各号に掲げるもののほか、申請に係る農薬が、現に法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬に含まれる有効成分以外の有効成分を含む場合その他農林水産大臣が必要があると認める場合は、二百グラム以上の農薬の見本及び別記様式第二号による当該見本の検査書の提出を求めることができる。

(登録申請書の經由)

第三条 法第三条第二項の規定により農林水産大臣に提出する申請書及び資料は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を經由して提出することができる。

(提出すべき資料の省略)

第四条 法第三条第三項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による資料の省略は、申請に係る農薬の農薬原体が、提出された資料からみて、現に法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬（当該登録を受けた日から十五年を経過しているものに限る。以下この条において「既登録農薬」という。）の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等と認められる場合に、次に掲げる資料について行うことができるものとする。

一 第二条第一項第二号に掲げる資料（加水分解性及び水中光分解性に関するものに限る。）並びに同項第五号イ及び第六号か

(登録申請書の經由)

第三条 法第二条第二項の規定により農林水産大臣に提出する申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本、前条第二項の検査書並びに再登録の申請の場合における登録票は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を經由して提出することができる。

(新設)

ら第八号までに掲げる資料（これに相当する既登録農薬についての資料が提出された日から十五年を経過しており、かつ、当該既登録農薬についての資料が法第三条第四項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の審査を行うに足りるものと認められるときに限る。）

2| 第二条第一項第五号ロ及び第九号に掲げる資料のうち農薬原体を用いて試験を行ったもの（これに相当する既登録農薬についての資料が提出された日から十五年を経過しており、かつ、当該既登録農薬についての資料が法第三条第四項の審査を行うに足りるものと認められるときに限る。）

2| 法第三条第三項の規定による資料の省略を希望する者は、別記様式第三号の申出書を提出しなければならない。

3| 前項の申出書の提出は、センターを経由して行うことができる。

（センターにおける審査に関する業務）

第五条 センターは、法第三条第五項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する審査に関する業務として、農薬の成分、物理的・化学的性状、薬効、薬害、人畜に対する毒性その他の特性に関する調査、分析及び試験並びに試験成績の信頼性に関する調査を行うものとする。

（削る）

2| センターは、前項に規定する業務を行ったときは、遅滞なく、別記様式第四号の結果報告書により、当該業務の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（削る）

（登録の申請に係る検査）

第三条の二 法第二条第三項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第三項及び次条において同じ。）の規定による検査は、法第三条第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて、法第二条第二項の規定により提出された農薬の見本の調査、分析及び試験によつて行う。

2| 前項の農薬の見本の調査、分析及び試験は、現に登録を受けている農薬との成分、物理的・化学的性状、人畜に対する毒性その他の特性の同一性に関する調査、分析及び試験を含むものとする。

3| センターは、法第二条第三項の規定による検査を行ったときは、遅滞なく、別記様式第二号の二の検査結果報告書により、当該検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

（登録票の交付の経由）

第三条の三 法第二条第三項の規定による登録票の交付は、センタ

(手数料の納付方法)

第六条 法第三条第八項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)、第五条第四項(法第六条第四項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。))及び第三十四条第六項において準用する場合を含む。並びに第七条第六項及び第八条第七項(これらの規定を法第三十四条第六項において準用する場合を含む。))の規定による手数料は、収入印紙で納付しなければならない。

(登録票の交付の経由)

第七条 法第三条第九項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)、第十四条第二項第五号において同じ。の規定による登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。

(地位を承継した者の届出手続)

第八条 法第五条第三項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))の規定による届出及び登録票の書替交付又は交付の申請は、別記様式第五号による届出及び申請書を提出してしなければならない。

2 (略)

3 法第五条第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。

(登録票等の備付けの方法)

第九条 法第六条第一項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。))の規定による登録票又はその写しの備付けは、登録票又はその写しを製造場又は事務所において閲覧しやすいようにしてしなければならない。

一を経由して行うものとする。

(手数料の納付方法)

第四条 法第二条第六項(法第六条の二第四項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。))及び第十五条の二第六項において準用する場合を含む。及び法第五条の二第四項(法第六条第四項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。))及び第十五条の二第六項において準用する場合を含む。の規定による手数料は、収入印紙で納付しなければならない。

(新設)

(地位を承継した者の届出手続)

第四条の二 法第五条の二第三項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))の規定による届出及び登録票の書替交付又は交付の申請は、別記様式第二号の三による届出及び申請書を提出してなければならない。

2 (略)

3 法第五条の二第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。

(登録票等の備付けの方法)

第四条の三 法第六条第一項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定による登録票又はその写しの備付けは、登録票又はその写しを製造場又は事務所において閲覧しやすいようにしてなければならない。

(登録を受けた者の届出手続等)

第十条 法第六条第二項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)の規定による届出は、別記様式第六号による届出書を提出してしなければならない。ただし、変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する場合における法第六条第二項の規定による届出及び登録票の書替交付の申請は、登録票を添付し、別記様式第七号による届出及び申請書を提出してしなければならない。

2 法第六条第三項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第六項において同じ。)の規定による届出及び再交付の申請は、別記様式第八号による再交付申請書を提出してしなければならない。

3 法第六条第五項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第九号による届出書を提出してしなければならない。

4 法第六条第六項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十号による届出書を提出してしなければならない。

5・6 (略)

(変更の登録の申請)

第十一条 法第七条第一項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

二 (略)

三 変更の内容

四 (略)

2 法第七条第一項の規定による変更の登録の申請は、別記様式第

(登録を受けた者の届出手続等)

第五条 法第六条第二項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第六項において同じ。)の規定による届出は、別記様式第三号による届出書を提出してなければならない。ただし、変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する場合における同項の規定による届出及び登録票の書替交付の申請は、登録票を添付し、別記様式第四号による届出及び申請書を提出してしなければならない。

2 法第六条第三項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第六項において同じ。)の規定による届出及び再交付の申請は、別記様式第五号による再交付申請書を提出してなければならない。

3 法第六条第五項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第五号の二による届出書を提出してなければならない。

4 法第六条第六項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第五号の三による届出書を提出してなければならない。

5・6 (略)

(適用病害虫の範囲等の変更の登録の申請)

第六条 法第六条の二第一項(法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十六条において同じ。)の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 氏名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

二 (略)

三 適用病害虫の範囲(法第二条第二項第三号の適用病害虫の範囲をいう。以下同じ。)又は使用方法の変更の内容

四 (略)

2 法第六条の二第一項の規定による変更の登録の申請は、別記様

十一号による申請書を提出してしなければならない。

3 法第七条第一項の農林水産省令で定める資料は、第二条第一項各号に掲げる資料のうち、法第七条第一項の規定による申請に係る変更の内容に関連するものとする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

4 第三条、第五条及び第七条の規定は、法第七条第一項の規定による変更の登録について準用する。

(再評価の申請等)

第十二条 法第八条第一項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による再評価を受けようとする者は、法第八条第三項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の資料を提出する際に、併せて別記様式第十二号の申請書を提出しなければならない。

2 第三条、第五条及び第七条の規定は、法第八条第一項の規定による再評価について準用する。

(再評価の実施期間)

第十三条 法第八条第二項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、概ね十五年とする。

(農薬の表示の方法等)

第十四条 法第十六条（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示は、農薬使用者が読みやすく、理解しやすい用語によるものであり、かつ、農薬の容器（容器に入れないで販売する場合には、その

式第六号による申請書を提出してしなければならない。

(新設)

3 第二条から第三条の三までの規定は、法第六条の二第一項の規定による変更の登録について準用する。この場合において、第三条中「再登録の申請の場合における登録票」とあるのは、「登録票」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(農薬の表示の方法等)

第七条 法第七条（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示は、農薬の容器（容器に入れないで販売する場合には、その包装。以下同じ。）に法第七条の規定により表示すべき事項（以下「表示

包装。以下同じ。)に法第十六条の規定により表示すべき事項(以下「表示事項」という。)を印刷し、又は表示事項を印刷した票箋を貼り付けてしなければならない。ただし、容器に表示事項の全てを印刷し、又は表示事項の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項のうち同条第四号から第九号までに掲げる事項については、これを印刷した文書を農薬の容器に添付することにより当該表示をすることができる。

2 法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

一(三) (略)

四 農作物等の生産に用いた種苗の種又は植付け(は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(次号において「生育期間」という。)において農薬を使用することができる総回数

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数(生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、法第三条第九項に規定する登録票に当該総回数を使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。)

六・七 (略)

(販売者の届出様式)

第十五条 法第十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十三号による届出書を提出してしなければならない。

(製造者等による帳簿の保存)

第十六条 法第二十条の農林水産省令で定める者は、試験研究の目的で農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者とする。

事項」という。)を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けてしなければならない。ただし、容器に表示事項の全てを印刷し、又は表示事項の全てを印刷した票せんをはり付けることが困難又は著しく不適当なときは、表示事項のうち法第七条第五号から第十号までに掲げる事項については、これを印刷した票せんを農薬の容器に結び付けることにより当該表示をすることができる。

2 法第七条第五号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してなければならない。

一(三) (略)

四 農作物等の生産に用いた種苗の種又は植付け(は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(次号において「生育期間」という。)において農薬を使用することができる総回数

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数(生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、法第二条第三項に規定する登録票に当該総回数を使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの当該総回数とする。)

六・七 (略)

(販売者の届出様式)

第八条 法第八条第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第七号による届出書を提出してしなければならない。

(帳簿の備付け等を要しない者)

第九条 法第十条の農林水産省令で定める者は、試験研究の目的で農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者とする。

2 法第二十条の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

(新設)

(除草剤の表示の方法)

第十七条 法第二十二條第一項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。

一 容器若しくは包装に除草剤を農薬として使用することができない旨を印刷し、又はその旨を印刷した票箋を貼り付けること。

二 (略)

三 表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は票箋の色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。

2 法第二十二條第二項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。

一・二 (略)

(生産及び輸入数量等の報告義務)

第十八条 農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等及び当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十四号により農林水産大臣に報告しなければならない。

(削る)

(除草剤の表示の方法)

第九条の二 法第十条の三第一項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりなければならない。

一 容器若しくは包装に除草剤を農薬として使用することができない旨を印刷し、又はその旨を印刷した票せんを貼り付けること。

二 (略)

三 表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は票せんの色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。

2 法第十条の三第二項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりなければならない。

一・二 (略)

(生産及び輸入数量等の報告義務)

第十条 農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等を、別記様式第九号により農林水産大臣に報告しなければならない。

2 製造者又は輸入者は、前項の規定による報告のほか、毎年一月十日までに、その年の前年の一月から十二月までの期間における臭化メチルの製造又は輸入数量、譲渡数量等を、別記様式第九号により農林水産大臣に報告しなければならない。

(報告)

(報告)

第十九条 法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、遅滞なく、農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第二号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

（センターの職員の身分を示す証明書の様式）

第二十条 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十九条第四項の規定によるセンターの職員の証明書は、別記様式第十五号によるものとする。

（削る）

第十条の二 法第十三条の二第三項（法第十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、遅滞なく、農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第二号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一・二 （略）

2 （略）

（センターの職員の身分を示す証明書の様式）

第十条の三 法第十三条の二第四項（法第十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定によるセンターの職員の証明書は、別記様式第九号の二とする。

（権限の委任）

第十一条 法第十条の四の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第十三条第一項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用又は除草剤の販売に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくは除草剤を集取させ、又は必要な場所立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第十三条第三項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、農薬の製造、加工、輸入若しくは使用又は除草剤の販売に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量

(国内管理人の変更の届出様式)

第二十一条 法第三十四条第三項の規定による届出は、別記様式第十六号による届出書を提出してしなければならない。

(登録外国製造業者の通知手続)

第二十二条 法第三十四条第四項の規定による国内管理人への通知は、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限る。)並びに当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十七号によりしなければならない。

(削る)

(登録外国製造業者等による帳簿の保存)

の農薬若しくは除草剤を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(国内管理人の変更の届出様式)

第十二条 法第十五条の二第三項の規定による届出は、別記様式第十号による届出書を提出してしなければならない。

(登録外国製造業者の通知手続)

第十三条 法第十五条の二第四項の規定による国内管理人への通知は、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限る。次項において同じ。)を、別記様式第十一号によりしなければならない。

2 臭化メチルに係る法第十五条の二第四項の規定による国内管理人への通知は、前項に規定する事項のほか、毎年一月二十日までに、その年の前年の一月から十二月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量を、別記様式第十一号によりしなければならない。

第二十三条 法第三十四条第四項及び第五項の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

(国内管理人の報告義務)

第二十四条 国内管理人は、法第三十四条第四項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から十日以内に、別記様式第十八号により農林水産大臣に報告しなければならない。

(輸入者の届出様式)

第二十五条 法第三十六条第一項の規定による届出は、別記様式第十九号による届出書を提出してしなければならない。

(外国製造農薬の登録手続)

第二十六条 法第三十四条第一項の登録に係る農薬についての同条第六項において準用する法第三条第二項又は第七条第一項の規定により農林水産大臣に提出する申請書及び資料、第二条第二項の農薬の見本及び検査書、第四条第二項の申出書、第八条第一項又は第十条第一項の届出及び申請書、同項又は法第三十四条第六項において準用する法第七条第一項の登録票、第十条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の届出書、第十条第二項又は第十二条第一項の申請書並びに法第三十四条第六項において準用する法第八条第三項の資料は、国内管理人を経由して提出しなければならない。

(権限の委任)

第二十七条 法第二十三条の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第二十九条第一項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、農薬の製造

(新設)

(国内管理人の報告義務)

第十四条 国内管理人は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から十日以内に、別記様式第十一号の二により農林水産大臣に報告しなければならない。

(輸入者の届出様式)

第十五条 法第十五条の四第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第十二号による届出書を提出してなければならない。

(外国製造農薬の登録手続)

第十六条 法第十五条の二第一項の登録に係る農薬についての法第二条第二項又は第六条の二第一項の規定により農林水産大臣に提出する申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本、第一条、第五条第二項又は第六条第二項の申請書、第二条第二項(第六条第三項において準用する場合を含む。)の検査書、第一条の二、第五条第一項又は法第六条の二第一項の登録票、第四条の二又は第五条第一項の届出及び申請書並びに第五条第一項若しくは第三項又は第十二条の届出書は、国内管理人を経由して提出しなければならない。

(新設)

、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 | 法第二十九条第三項の規定による農林水産大臣の権限のうち、製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、農薬の製造、加工、輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 | 法第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(提出書類の通数)

第二十八条 第一条、第十条第二項、第十一条第二項又は第十二条第一項の申請書、第四条第二項の申出書、第八条第一項又は第十条第一項の届出及び申請書並びに同項、同条第三項若しくは第四項、第十五条、第二十一条又は第二十五条の届出書は、正本一通及び副本一通を、第五条第二項、第十八条、第十九条又は第二十四条の報告書は、一通を提出しなければならない。

(提出書類の通数)

第十七条 第一条の申請書は、正本一通及び副本二通を、第四条の二又は第五条第一項の届出及び申請書、第五条第一項、第三項若しくは第四項、第八条又は第十二条の届出書並びに第五条第二項又は第六条第二項の申請書は、正本一通及び副本一通を、第三条の二第三項、第十条第十条の二又は第十四条の報告書は、一通を提出しなければならない。

別記様式第一号から別記様式第十二号までを次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

農薬登録申請書

年 月 日

収入印紙
〔消印をし〕
〔ないこと〕

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕 印

農薬取締法第3条第2項（第34条第6項において準用する同法第3条第2項）の規定に基づき下記により農薬の登録を申請します。

記

- 1 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 農薬の種類及び名称
- 3 農薬の物理的・化学的性状
- 4 農薬の有効成分の種類及び含有濃度
- 5 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度（15に掲げる事項を除く。）
- 6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
- 7 農薬の使用上の注意事項
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 9 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 11 農薬の貯蔵上の注意事項
- 12 農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名
- 13 農薬の製造方法
- 14 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
- 15 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
- 16 農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所

- | |
|---------------------|
| 17 農薬原体の製造場の名称及び所在地 |
| 18 農薬原体の主要な製造工程 |

(日本工業規格A4)

備考

- 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
- 2 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する
場合においては、押印を省略することができる。
- 3 輸入農薬であるときは、「12 農薬の製造責任者の氏名」及び「13 農薬
の製造方法」は、記載することを要しない。
- 4 「6 農薬の適用病虫害の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作
物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。
 - 一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度
 - 二 希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。）の
最高限度及び最低限度
 - 三 使用時期
 - 四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのた
めの準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつて
は、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るま
での間（五において「生育期間」という。）において農薬を使用することが
できる総回数
 - 五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有
効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安
全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分
する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）
 - 六 散布、混和その他の使用の態様
 - 七 一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

様式第2号（第2条関係）

農薬登録申請見本検査書

- 1 農薬の種類及び名称
- 2 農薬の有効成分の含有濃度
- 3 農薬の有効成分の検査方法
- 4 検査責任者の氏名及び所属

年 月 日

住所

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人の場合にあつては、そ} \\ \text{の名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ 印

（日本工業規格A4）

備考 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する
場合においては、押印を省略することができる。

様式第3号（第4条関係）

資料省略申出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕 印

農薬取締法第3条第3項(第34条第6項において準用する同法第3条第3項)の規定に基づき下記のとおり資料の提出の省略を希望します。

記

- 1 農薬の種類及び名称
- 2 省略を希望する資料の内容

(日本工業規格A4)

備考 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する
場合においては、押印を省略することができる。

様式第4号（第5条関係）

農薬の審査結果報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 印

農薬取締法施行規則第5条第2項（第11条第4項又は第12条第2項において準用する同令第5条第2項）の規定に基づき下記のとおり審査結果を報告します。

記

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	申請者の氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）	審査結果	備考

（日本工業規格A4）

- 備考
- 1 現に登録を受けている農薬であるときは登録番号を記載すること。
 - 2 審査結果の欄は、農薬取締法第4条第1項各号のいずれかに該当するときはその内容を記載すること。
 - 3 理事長の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第5号（第8条関係）

相続（合併、分割、事業の譲渡し）による地位の承継の届出及び
農薬登録票書替交付（交付）申請書

年 月 日

収入印紙
〔消印をし〕
〔ないこと〕

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕 印

下記のとおり相続（合併、分割、事業の譲渡し）により登録を受けた者の地位を承継したので、農薬取締法第5条第3項（第34条第6項において準用する同法第5条第3項）の規定に基づき届け出るとともに登録票の書替交付（交付）を申請します。

記

- 1 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 相続（合併、分割、事業の譲渡し）により地位を承継した年月日
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 承継に係る農薬の登録番号及び名称

（日本工業規格A4）

- 備考
- 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
 - 2 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第6号（第10条関係）

農薬登録申請書記載事項変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕

印

下記のとおり農薬登録申請書の記載事項に変更を生じたので、農薬取締法第6条第2項（第34条第6項において準用する同法第6条第2項）の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 変更を生じた年月日
- 3 変更を生じた事項及び変更の内容
- 4 変更の理由

（日本工業規格A4）

備考 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する
場合においては、押印を省略することができる。

様式第7号（第10条関係）

農薬登録票記載事項変更届及び書替交付申請書

年 月 日

収入印紙
〔 消印をし 〕
〔 ないこと 〕

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕 印

下記のとおり農薬登録票記載事項に変更を生じたので、農薬取締法第6条第2項（第34条第6項において準用する同法第6条第2項）の規定に基づき届け出るとともに登録票の書替交付を申請します。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 変更を生じた年月日
- 3 変更を生じた事項及び変更の内容
- 4 変更の理由

（日本工業規格A4）

- 備考 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
2 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第 8 号 (第 10 条関係)

<p>農薬登録票再交付申請書</p>		
<p>年 月 日</p>	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;"><p>収入印紙 〔 消印をし ないこと 〕</p></td></tr></table>	<p>収入印紙 〔 消印をし ないこと 〕</p>
<p>収入印紙 〔 消印をし ないこと 〕</p>		
<p>農林水産大臣 殿</p>		
<p>住所</p>		
<p>氏名〔 法人の場合にあつては、そ の名称及び代表者の氏名 〕 印</p>		
<p>下記農薬の登録票を滅失（汚損）したので、農薬取締法第 6 条第 3 項（第 34 条第 6 項において準用する同法第 6 条第 3 項）の規定に基づき登録票の再交付を申請します。</p>		
<p>記</p>		
<p>1 農薬の登録番号及び名称</p>		

(日本工業規格 A 4)

- 備考 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
- 2 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第9号（第10条関係）

農薬製造（加工、輸入）廃止届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕

印

下記のとおり農薬製造（加工、輸入）を廃止したので、農薬取締法第6条第5項（第34条第6項において準用する同法第6条第5項）の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 農薬製造（加工、輸入）を廃止した年月日

（日本工業規格A4）

備考 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署する
場合においては、押印を省略することができる。

様式第 10 号（第 10 条関係）

農薬の登録を受けた法人の解散届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名 印

下記のとおり農薬取締法第 3 条第 1 項（第 34 条第 1 項）の登録を受けた法人が解散したので、同法第 6 条第 6 項（第 34 条第 6 項において準用する同法第 6 条第 6 項）の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 解散した法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 2 農薬の登録番号及び名称
- 3 解散の年月日
- 4 解散の理由

（日本工業規格 A 4）

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第 11 号（第 11 条関係）

農薬登録事項変更登録申請書

年 月 日

収入印紙
〔 消印をし 〕
〔 ないこと 〕

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕 印

下記のとおり登録に係る事項を変更したいので、農薬取締法第 7 条第 1 項（第 34 条第 6 項において準用する同法第 7 条第 1 項）の規定に基づき変更の登録を申請します。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 変更の内容
- 3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

（日本工業規格 A 4）

- 備考
- 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
 - 2 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第 12 号（第 12 条関係）

再評価申請書

年 月 日

収入印紙
〔 消印をし 〕
〔 ないこと 〕

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕 印

登録を受けた農薬が、農薬取締法第 8 条第 1 項（第 34 条第 6 項において準用する同法第 8 条第 1 項）の規定に基づき再評価を受けるべき旨を公示されたことから、農薬取締法施行規則第 12 条第 1 項の規定に基づき下記により再評価を申請します。

記

- 1 農薬取締法第 34 条第 1 項の登録であるときは、国内管理人の氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 2 農薬の登録番号、種類及び名称
- 3 農薬の物理的・化学的性状
- 4 農薬の有効成分の種類及び含有濃度
- 5 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度（15 に掲げる事項を除く。）
- 6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
- 7 農薬の使用上の注意事項
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 9 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 11 農薬の貯蔵上の注意事項
- 12 農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名
- 13 農薬の製造方法
- 14 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
- 15 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

- | |
|---------------------------------------|
| 16 農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所 |
| 17 農薬原体の製造場の名称及び所在地 |
| 18 農薬原体の主要な製造工程 |

（日本工業規格 A 4）

備考

- 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
- 2 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署する
場合においては、押印を省略することができる。
- 3 輸入農薬であるときは、「12 農薬の製造責任者の氏名」及び「13 農薬
の製造方法」は、記載することを要しない。
- 4 「6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法是、適用農作
物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。
 - 一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度
 - 二 希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。）の
最高限度及び最低限度
 - 三 使用時期
- 4 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのた
めの準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつて
は、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまで
の間（五において「生育期間」という。）において農薬を使用することが
できる総回数
- 5 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有
効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安
全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分
する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）
- 6 散布、混和その他の使用の態様
- 7 一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

別記様式第十二号の次に次の七様式を加える。

様式第 13 号（第 15 条関係）

農薬販売（廃止、変更）届

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名〔法人の場合にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名〕

印

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地

（日本工業規格 A 4）

- 備考 1 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

様式第 14 号（第 18 条関係）

農薬製造（輸入）数量、譲渡数量等及び農薬の安全性に関する情報報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

会社コード

住所

氏名〔 法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕
 （担当者の氏名及び所属）

印

農薬取締法施行規則第 18 条の規定に基づき 年 月から 年 月までの期間における農薬の製造（輸入）数量、譲渡数量等及び農薬の安全性に関する情報を下記のとおり報告します。

記

1 農薬製造（輸入）数量、譲渡数量等

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	農薬の種類コード	前年 9 月末在庫量	製造（輸入）数量	販売数量	その他の譲渡数量	返品数量	9 月末在庫量	価格

2 農薬の安全性に関する情報

農薬の登録番号、名称及び有効成分名	
-------------------	--

当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物に対する影響に関する研究報告	
外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報	
その他の当該農薬の安全性に関する情報	

(日本工業規格 A 4)

- 備考
- 1 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 数量の単位は、キログラム又はリットルとすること。
 - 3 価格の欄は、集計期間における工場渡し平均価格（円／キログラム又はリットル）を記入すること。
 - 4 本様式による報告書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による報告を行っても差し支えない。

様式第 15 号 (第 20 条関係)
(表面)

第 号

年 月 日交付

農薬取締法の規定により
立入検査等をする職員の
証明書

独立行政法人農林水産消費
安全技術センター理事長 印

写
真

職名 氏名

生年月日 年 月 日

(裏面)

農薬取締法（抜粋）

（報告及び検査）

第29条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第3条第1項、第4条第1項、第7条第8項、第9条第2項及び第3項、第10条第1項、第16条、第18条第1項及び第2項、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2・3 （略）

4 第1項又は前項の場合において、第1項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第1項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

5 第1項及び第3項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（センターによる検査）

第30条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 （略）

4 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による集取又は立入検査について準用する。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第 35 条 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 第 29 条第 4 項及び第 5 項の規定は第 1 項の規定による立入検査について、第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 第 29 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第 35 条第 1 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 大きさは、縦 11 センチメートル、横 15 センチメートルとする。

様式第 16 号（第 21 条関係）

国内管理人変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕 印

下記のとおり国内管理人を変更したので、農薬取締法第 34 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 変更した年月日
- 3 変更前後の国内管理人の氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 4 変更の理由

（日本工業規格 A 4）

備考 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署する
場合においては、押印を省略することができる。

様式第 17 号（第 22 条関係）

農薬製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報通知書

年 月 日

殿

会社コード

住所

氏名〔 法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕
 (担当者の氏名及び所属)

印

農薬取締法施行規則第 22 条の規定に基づき 年 月から 年 月までの期間における農薬の製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報を下記のとおり通知します。

記

1 農薬製造数量及び譲渡数量

登 録 番 号			
農 薬 の 種 類			
農 薬 の 名 称			
農 薬 の 種 類 コ ー ド			
製 造 数 量			
譲渡先別譲渡数量	譲 渡 先		

譲渡数量			
------	--	--	--

2 農薬の安全性に関する情報

農薬の登録番号、名称及び有効成分名	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物に対する影響に関する研究報告	
外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報	
その他の当該農薬の安全性に関する情報	

(日本工業規格 A 4)

- 備考 1 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 数量の単位は、キログラム又はリットルとすること。
- 3 譲渡先別譲渡数量は、本邦に輸出されるものに限る。
- 4 本様式による通知書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による通知を行っても差し支えない。

様式第 18 号（第 24 条関係）

農薬製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名〔 法人の場合にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名 〕

（担当者の氏名及び所属）

印

農薬取締法施行規則第 22 条の規定に基づき、農薬の製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報が別紙のとおり通知されたので、同令第 24 条の規定に基づき報告します。

（日本工業規格 A 4）

- 備考
- 1 別紙として、様式第 17 号の写しを添付すること。
 - 2 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 本様式による報告書及び別紙に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）による報告を行っても差し支えない。

様式第 19 号（第 25 条関係）

外国製造農薬輸入（変更、廃止）届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

農薬取締法第 36 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 届出事項中に変更を生じたときは、変更前後の届出事項

（日本工業規格 A 4）

備考 氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）を自署する
場合においては、押印を省略することができる。

(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正)

第二条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～ス （略）</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第2条第1項</u>に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>ソ～ツ （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～ス （略）</p> <p>セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第1条の2第1項</u>に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。</p> <p>(略)</p> <p>ソ～ツ （略）</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

(種苗法施行規則の一部改正)

第三条 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

(指定種苗の表示事項)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であつて、農薬（農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第十四条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）

二・三 (略)

(指定種苗の表示事項)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であつて、農薬（農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第七条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）

二・三 (略)

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則(平成十一年農林水産省令第六十九

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(持続性の高い農業生産方式に係る技術)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二条第三号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 生物農薬利用技術(農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二条第二項の天敵であつて、同法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものを利用する技術をいう。)</p> <p>五 十一 (略)</p> <p>十二 フェロモン剤利用技術(農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であつて、農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものを使用する技術をいう。)</p> <p>十三 (略)</p>	<p>(持続性の高い農業生産方式に係る技術)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二条第三号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 生物農薬利用技術(農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第二項の天敵であつて、同法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを利用する技術をいう。)</p> <p>五 十一 (略)</p> <p>十二 フェロモン剤利用技術(農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であつて、農薬取締法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを使用する技術をいう。)</p> <p>十三 (略)</p>

(農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後

別表第一（第三条関係）

(略)	(略)
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）	第二十条並びに第三十四条第四項及び第五項
(略)	(略)

別表第二（第五条関係）

(略)	(略)
農薬取締法	第二十条並びに第三十四条第四項及び第五項
(略)	(略)

改正前

別表第一（第三条関係）

(略)	(略)
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）	第十条並びに第十五条の二第四項及び第五項
(略)	(略)

別表第二（第五条関係）

(略)	(略)
農薬取締法	第十条並びに第十五条の二第四項及び第五項
(略)	(略)

第二章 経過措置

第六条 農薬取締法の一部を改正する法律附則第四条第一項の農林水産省令で定める期間は、概ね十八年とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の農薬取締法施行規則（以下この項において「旧令」という。）別記様式第二号の三により提出された届出及び申請書、旧令別記様式第三号により提出された届出書、旧令別記様式第四号により提出された届出及び申請書、旧令別記様式第五号により提出された申請書、旧令別記様式第五号の二により提出された届出書、旧令別記様式第五号の三により提出された届出書、旧令別記様式第七号により提出された届出書、旧令別記様式第九号により提出された報告書、旧令別記様式第九号の二により交付された職員の証明書、旧令別記様式第十号により提出された届出書、旧令別記

様式第十一号により通知された通知書、旧令別記様式第十一号の二により提出された報告書及び旧令別記様式第十二号により提出された届出書は、それぞれ同条の規定による改正後の農薬取締法施行規則（以下この項において「新令」という。）別記様式第五号により提出された届出及び申請書、新令別記様式第六号により提出された届出書、新令別記様式第七号により提出された届出及び申請書、新令別記様式第八号により提出された申請書、新令別記様式第九号により提出された届出書、新令別記様式第十号により提出された届出書、新令別記様式第十三号により提出された届出書、新令別記様式第十四号により提出された報告書、新令別記様式第十五号により交付された職員の証明書、新令別記様式第十六号により提出された届出書、新令別記様式第十七号により通知された通知書、新令別記様式第十八号により提出された報告書及び新令別記様式第十九号により提出された届出書とみなす。